

## 【重要】契約条項一部改訂のお知らせ

お客様各位

2026年4月10日

いつも弊社をご利用いただき、ありがとうございます。

2026年4月20日（月）をもって弊社の契約条項を以下のとおり改訂いたします。

改訂箇所：下表をご参照ください。

※改訂後の契約条項は2026年4月20日（月）より順次適用されます。

※事務処理の都合により、改訂前であっても改訂後の契約条項が交付される場合があります。

新旧対照表（AGメディカル株式会社 契約条項）

### <診療報酬担保ローン>

改訂後	改訂前
第12条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに債権者に連絡し、債権者の指示する方法で報告するものとします。	第12条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面の提出をもって報告するものとします。

【 お問い合わせ先 】

**0120-128-552**

受付時間：平日9：30～18：00

以上